

令和5年9月20日

第9回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第9回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年9月20日(水) 午後3時8分から午後3時57分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員

~~1番 野地 太郎~~

2番 佐藤 勝則

3番 大内 和長

4番 菅野 一紀

5番 川口 美奈子

6番 武藤 一夫

7番 安齋 栄

8番 安齋 喜八

9番 佐久間 栄吉

10番 武藤 栄利

11番 菅野 秀和

12番 根本 信康

13番 佐藤 孝志

14番 佐藤 美由紀

15番 遠藤 伝栄

16番 馬場 利正

17番 松本 太

18番 齋藤 弘美

19番 奥平 貢市

農地利用最適化推進委員

20番 菊地 清吉

21番 佐藤 孝

22番 武藤 善朗

23番 安齋 浩一

~~24番 佐藤 一男~~

25番 佐藤 薫

26番 石川 重彦

27番 菅野 正寿

28番 佐藤 洋三

~~29番 平 義一~~

30番 大石 忠雄

31番 遊佐 一夫

~~32番 渡邊 久~~

33番 伊藤 金志

34番 渡邊 一正

35番 遠藤 康子

36番 大内 信一

37番 安齋 秀明

38番 武藤 健之

#### 4 欠席委員

農業委員

1番野地太郎委員

農地利用最適化推進委員

24番佐藤一男委員、29番平義一委員、32番渡邊久委員

#### 5 遅参委員

なし

#### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第 2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用  
施設等の届出について

第4 議案第54号 現況確認証明申請について

第5 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変  
更申請について

第9 議案第59号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計  
画の承認について

第10 議案第60号 営農型発電設備の設置に関する意見について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 湯田匡史 農地係 宮崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和5年第9回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後3時8分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員19名中16名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、1番野地太郎委員、24番佐藤一男委員、29番平義一委員、32番渡邊久委員から欠席の旨、届出がありましたのでご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、17番松本太委員、2番佐藤勝則委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ござい

ませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決しました。

なお、この際お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第 3、報告第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に規定する農業用施設等の届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案説明の前に、皆様に配布いたしました、議案正誤表の方をご覧いただければと思います。議案書 7 ページ、譲受人、借受人の電話番号、案内図 2 から 23 ページの議案番号に誤りがありましたのでお詫び申し上げ訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

議案書 3 ページをご覧願います。

報告第 2 号農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に規定する農業用施設等の届出について。

農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定により、農業用施設等の届出があったので報告する。

令和 5 年 9 月 20 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1について、[REDACTED]・[REDACTED]より、農業用倉庫建築のため、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出がありましたので報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の報告が終わりました。

只今の事務局の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 無いようですので、以上で報告第2号についての報告を終わります。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第54号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第54号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在、[REDACTED]外1筆、登記地目・畑、現況地目・原野、面積計333平方メートル。非農地の事由、40年以上前から耕作

しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・田、現況地目・原野、面積1,539平方メートル。非農地の事由、20年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号3、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・山林、面積408平方メートル。非農地の事由、30年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

15番（遠藤伝栄）委員 15番、遠藤伝栄です。

9月6日午後1時30分より、安齋喜八委員、遠藤康子推進委員と事務局から高根局長、それから長谷川職員の方と現地を確認いたしました。

内容は事務局説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

14番（佐藤美由紀）委員 議案第54号番号2と3について調査内容を報告します。

まず、2番の報告です。9月4日午前10時30分より農業委員の武藤一夫さん、推進委員の武藤善朗さん、事務局の高根局長と長谷川主査との5人で現

地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。手入れもされておらず、原野化しており、非農地判定やむなしと判断いたしました。

続いて3番の報告です。9月4日、2番の農地調査のあと引き続き5名で現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。先月報告した農地に隣接している所で周りが山林に囲まれており山林化していますので、非農地判定やむなしと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第54号、番号1から番号3について、原案のとおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第54号、番号1から番号3については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。



議案第55号農地法第3条の規程による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号2につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号3につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番松本です。議案55号番号1について調査内容を報告いたします。

9月15日午後2時より現地にて、譲受人の[ ]さんから、菊地清吉委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[ ]さんからは電話で確認し、申請内容に間違いのないとのことでした。内容は事務局説明のとおりです。

調査結果特に問題がないため許可適当と判断しましたので皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

15番（遠藤伝栄）委員 議案第55号番号2と3について調査内容を説明いたします。

9月14日午前9時から現地にて、遠藤康子推進委員とともに譲り人の[ ]さんから話を伺いたしました。譲受人の[ ]さんの父ですね、[ ]さんとは電話で確認しております。当日都合がつかないということで、電話で確認済みでございます。調査内容につきましては、事務局説明のとおりで、許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、議案第55号、番号1から番号3について採決いたします。

議案第55号、番号1から番号3について原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第55号、番号1から番号3については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第56号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 6 ページをご覧ください。

議案第 5 6 号農地法第 4 条第 1 項の規程による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和 5 年 9 月 2 0 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号 1、事後申請になります。

昭和 5 0 年頃から使用している進入路の一部、昭和 5 6 年頃から使用してい  
る物置の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。

汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。

農地区分について、申請地は概ね 1 0 ヘクタール以上の規模の一団の農地で  
あり第 1 種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、  
例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号 2、申請地に接している台松塚館跡の来訪者用駐車場が不足しているた  
め申請します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しま  
すので第 2 種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　　以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

34番（渡邊一正）委員　　34番渡邊です。議案第56号1について現地確認の結果を報告いたします。

9月16日朝8時に申請人宅を訪れ、本人から内容を聞き取りしました。父名義の住宅と宅地それを名義変更しようと思っ申請したら、測量しないとだめですということで、実際測量していただいたら、進入路の一部それから物置の一部が農地になっているということで今回の申請になりました。中身については事務局説明のとおりです。顛末書も出ておりますので許可相当と思われますので皆様のご審議よろしくお願ひします。

8番（安齋喜八）委員　　8番安齋です。議案56号の2について調査内容を報告します。

去る9月16日9時より現地にて、佐藤薫推進委員と地主さん、それからもう一人代表の方4名で現地を確認しました。内容については事務局説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

16番（馬場利正）委員　　56号1番について報告があったんですが。これ

なんか一人で聞いたのかな、それとも他の人もいたんでしょうか、その辺の説明をお願いします。

34番（渡邊一正）委員　先ほど言い忘れたんですけれども、16日朝8時に川口委員と共に申請人宅に訪れ調査してまいりました。以上です。

議長（奥平貢市）会長　馬場委員よろしいですか。

16番（馬場利正）委員　はい。

議長（奥平貢市）会長　その他ございますか。

（なしの声）

議長（奥平貢市）会長　ありませんね。それでは採決に移ります。

議長（奥平貢市）会長　議案第56号、番号1及び番号2について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第56号、番号1及び番号2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第7、議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書7ページをご覧ください。

議案第57号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め

る。

令和5年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、既存駐車場が手狭であるため、申請地に駐車場を設置します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、事後申請になります。

令和5年3月頃から使用していた駐車場が違反転用状態であることが判明したため申請します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号3、現住居が手狭であるため、申請地に住宅建築を計画します。

汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

議案書8ページをご覧ください。

番号4、県北地域には皮膚科クリニックが不足しており、それに伴う調剤薬局も必要であるため申請地に計画します。

汚水は市下水道へ排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号5、申請地周辺で宅地の需要が見込まれるため、申請地に宅地分譲を計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号6、現住居が手狭になり、両親宅と同一敷地内に住宅を新築するにあたり、既存進入路では狭いため申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の準工業地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号7、一時転用になります。

森林整備や木材の利用推進事業を行うため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号8、一時転用になります。

県発注の道路改良工事の受注に伴い、資材置場が必要であるため申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号9、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　　以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

20番（菊地清吉）委員　　20番菊地です。議案第57号番号1から3について調査結果を報告いたします。

まず初めに番号1についてですが、9月15日13時15分から行政書士の  
[REDACTED]さんと松本太委員と私3人で現地確認をしました。譲渡人の  
[REDACTED]さん、譲受人の  
[REDACTED]さんには電話にて確認しました。内容については議案書のとおりであり、許可適当と判断しました。皆様の審議よろしくお願いま



す。

次に番号2についてですが、同じく9月15日13時40分から、行政書士の■■■■さんと松本太委員と私3人で現地確認をしました。譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さんには電話にて確認し、議案内容に問題、間違いのないとのことでした。調査結果議案書のとおりであり、顛末書も出ていることから許可適当と判断しました。皆様の審議よろしく申し上げます。

次に番号3について報告します。同じく9月15日13時30分から譲渡人の■■■■さんと松本太委員と私3人で現地確認をしました。譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんは親子であり、住宅建築予定地に何ら問題なく許可適当と判断しました。内容については議案書のとおりであり、皆様の審議よろしくお願いいたします。以上です。

7番（安齋 栄）委員 7番安齋です。議案第57号番号4、5、6の調査内容を報告いたします。

まず、番号4について、15日午前10時貸付人の■■■■氏と借受人の株式会社■■■■の営業部長■■■■氏に遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。隣接等にも問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方の審議よろしくお願いいたします。

次に番号5について調査内容を報告いたします。同じく15日10時30分より譲渡人の■■■■さん、都合で当日は娘さんということで娘さん、あと譲

受人の■■■■株式会社の営業部担当者の■■■■、行政書士の■■■■氏に遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明とおりですが、先ほど汚水無しという話だったんですが、公共汚水に流すということを聞いておりますので問題ないと思います。隣地等にも問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方の審議よろしく申し上げます。

次に番号6について調査内容を報告いたします。同じく15日午前11時、貸付人の■■■■氏に遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。親子関係ですので特に問題ないというふうに判断しました。皆様方の審議よろしく申し上げます。以上です。

13番（佐藤孝志）委員 13番佐藤です。議案第57号番号7について調査結果の報告させていただきます。

9月15日9時45分、農業振興課農林係の■■■■さんに電話で確認をいたしましたところ間違いないと、あとそれから9月16日午前6時50分■■■■さんに電話で確認、都合の確認をしたところ、内容については間違いのないということで、9月16日の午後1時、大内信一推進委員とともに■■■■さん宅を訪れ現地を確認いたしましたところ、何ら問題ないということでございましたので皆様にご報告いたしましてご審議の程よろしく願います。以上でございます。

8番（安齋喜八）委員 8番安齋です。第57号8番についてご説明申し上げます。

9月15日9時より、現地で地権者の方2名、それから■■■■の担当の■■■  
■■■さん、現地で確認しました。特に問題はありません。一時転用ですので工  
事が終わったら農地に復旧するというので了解しましたので皆様のご審議よ  
ろしく申し上げます。以上です。

25番（佐藤 薫）委員 25番佐藤です。議案第57号の9番について調  
査の結果をご報告いたします。

9月14日午前9時現地にて譲渡人の■■■■さんと譲受人、株式会社 ■■■  
■■■■の方は来れないということで、現地の仲介業者ということで■■■■  
■■■■の■■■■さんですね、と農業委員の安齋喜八さんと私4  
人で確認をいたしました。内容等については事務局説明のとおりでございます。  
先月も一件あがったんですが、先月のあがった土地と道路を挟んで隣接してお  
りまして、現地は田んぼということだったんですが、もう数年前より作ってな  
いということで、利用される価値があるのであれば是非お願いしたいというこ  
とで今回の運びとなったようです。近隣にはやっぱり遊休農地も見られるん  
ですが、特に迷惑は掛けないようにやりますからということでしたので、問題な  
いと判断して参りました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。以上  
です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し  
ます。

5番（川口美奈子）委員　　9番についてお伺いしたいんですけども、譲受人の電話番号が北海道かと思うんですけど、会社は大阪府で間違いないですか。

事務局　　ただいまの質問にお答えします。住所については大阪府大阪市で間違いないんですけど、電話番号の方が担当者の連絡先ということで、こちらを掲載してくれと譲受人からの申し出でありましたので、こちらの電話番号を記載させていただきました。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　川口委員よろしいですか。

5番（川口美奈子）委員　　はい。

議長（奥平貢市）会長　　その他質問意見ございませんか。

無いですので採決いたします。議案第57号、番号1から番号9について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第57号、番号1から番号9については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第8、議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書11ページをご覧ください。

議案第58号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和5年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、当初申請地に一般住宅を建築する計画でありましたが、両親を介護する必要があり建築が困難となりました。今般、申請地周辺の宅地化等により駐車場の需要が見込まれるため、土地利用計画を変更し駐車場の設置を計画します。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番松本です。議案58号番号1について調査内容を報告いたします。

9月15日午後2時20分より現地にて行政書士の[REDACTED]さんから、菊地清吉委員と私で聞き取り調査を行いました。申請人の[REDACTED]さんからは電話で確認し申請内容に間違いはないとのことでした。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果特に問題がないため許可適当と判断いたしましたので皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し

ます。

15番（遠藤伝栄）委員 議案第58の番号1についてなんですが、譲受人  
[REDACTED]さん、両親の介護ってということなんですが、これ誰の介護なんですかね。

事務局 はい、ただいまの質問なんですけども、こちらの方ではあくまでその当時の両親の介護ってということで申請を受けてはいたんですけども、その方々のお名前まではちょっと確認は出来てはおりませんでした。以上です。

15番（遠藤伝栄）委員 両親はとっくに亡くなられてると思います。本人は沖縄に住んでます。

事務局 先ほどの回答なんですけども、こちらの両親の介護というところが、当初許可年月日の昭和62年ごろの話でありまして、その当時許可を取ったのはいいものの、両親の介護をする必要があったので建築が困難となったというところで、この変更理由でございます。

議長（奥平貢市）会長 要するに以前に申請があったものを今回変更すると、当時は両親がいたためのということですか。

事務局 そのとおりでございます。

15番（遠藤伝栄）委員 だいぶ昔の話なんですね。

事務局 昔の話です。以上です。

議長（奥平貢市）会長 遠藤伝栄委員よろしいですか。

15番（遠藤伝栄）委員 はい。

議長（奥平貢市）会長 その他ございますか。

2番（佐藤勝則）委員　　すいません今の件なんですけども、結局これ当初年月日から30年のうえ経過してる訳なんですよね。その間に結局事務局の方からその建築の許可に対する色々な情報とかなんかってのは聞いていなかったのかどうかということです。過去にも一回、木ノ崎で許可取った後に、地目変更だったらば、地目変更が無くなって、買った人が30年近くも許可申請出してて地目変更も何も手続きもしていないってのは事務局の怠慢なんでねえかってお叱りを受けたことがあんですよね。当時は二本松市独自じゃなくて全ての案件が県の方に行ってたっていう過程もあったので、市としては全然タッチしていなかったっていう話は当時聞いたことがあるんですけど、これも恐らくそういう関係なのかなあって気もしないでもないんですけど、結局許可して30年も全然建築もしないでいる間に、何か事務局でも再三再四その要件とかなんとかに対して聞く必要があったんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

事務局　　ただいまのご質問にお答えします。こちらは昭和62年頃に許可を取ってという話なんですけども、最近の話にはなってしまうんですけども、許可取ってから定期的に進捗状況の報告をするということになっておりまして、そちらの進捗状況もされてないものについては、催促の方させてはもらっていませんけども、この昭和62年の当時県許可だった部分につきましては、申し訳ありませんこちらの方でその当時進捗状況の報告の催促していたのかどうかは把握しておりませんでしたので、申し訳ありませんが回答の方は難しいよ

うなところでもございました。以上です。

議長（奥平貢市）会長　今のところよろしいですか。

2番（佐藤勝則）委員　はい。

16番（馬場利正）委員　■■■■さんっていう方は既に亡くなってるはずなんですよね、この人が申請するっていうのは、息子とかそういうところからきてるのか。それともどういう形で申請があがってるのかその辺ちょっと教えてもらえれば。

事務局　こちらの事業計画変更申請に記載されてます譲渡人の■■■■さんなんですけども、既に馬場利正委員のおっしゃっているとおり確かにお亡くなりにはなっているんですけども、こちらの件については既に土地の名義の方が■■■■さんから譲受人の■■■■さんの方に名義が変更されておまして、申請人自体については■■■■さん単体ではあったんですけども、こちらのところについて、あくまで事業計画の変更というところになりますので、当初の譲渡人でありました■■■■さんの名前を掲載させていただいたところでもございます。以上です。

議長（奥平貢市）会長　馬場委員よろしいですか。

16番（馬場利正）委員　はい。わかりました。

議長（奥平貢市）会長　その他ご意見等ございますか。

（なしの声）

議長（奥平貢市）会長　無いようですので採決いたします。

ただいまの案件について、一部許可日がだいぶ前なので如何かという質問が



ありましたけども、やむを得ず今日まで来たということでご理解賜りたいと思います。

それでは採決いたします。

議案第58号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第58号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第59号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第59号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、9月29日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書14ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区2筆、計975平方メートルの計画内容でございます。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは議案第59号、番号1について採決いたします。

議案第59号、番号1について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第59号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第10、議案第60号「営農型発電設備の設置に関する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

議案第60号営農型発電設備の設置に関する意見について。

営農型発電設備の設置に関し、営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領（平成30年6月1日付け30農支第1044号福島県農林水産部長通知）第2の（4）の規定により、「位置等からみて、営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」について、市長から意見を求められたので審議を求める。

令和5年9月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

作付け予定作物は牧草であります。

申請地へは、隣接する農地と距離を開けて太陽光パネルを設置するため、周辺農地の効率的な利用に支障はないと考えられます。また、新たな取水・排水は発生しないため、農業用排水施設の機能等にも支障を及ぼすおそれがないと考えられるものであり、この営農型発電設備の設置については、後日、市長の意見書を添付して転用許可申請書が提出される予定であります。

なお、申請人氏名及び設置理由等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 無いようですので、それでは採決いたします。

議案第60号について、「周辺農地の効率的利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる」と回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第60号については、「周辺農地の効率的利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる」と回答することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和5年第9回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後3時57分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和5年9月20日

二本松市農業委員会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員